

令和2年4月7日

学生の皆さんへ

和歌山県立医科大学 学長 宮下 和久

国の緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症に対する本学学生の対応
について（第4報）

国は、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、改正新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言を出しました。対象地域は、首都圏や大阪府、兵庫県など7都府県ですが、阪神間と通勤通学圏を密にする本学にとりましてもこの状況を厳しく受け止め、感染拡大防止に万全を期することと致します。

すでに、4月1日付けで、学生、教職員、附属病院の新型コロナウイルス感染症に対する対策を推進するために「和歌山県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げました。第1回会議で、入学式を中止し、新学期の講義・実習を連休明けまで延期すること等を決定しました。

つきましては、下記内容について、十分留意され、各自自覚を持って行動してください。

記

1 入学式及び授業について

- ・4月7日（火）開催の入学式は中止しました。なお、新入生オリエンテーションは、5月7日（木）、8日（金）に実施します。
- ・全学の講義、実習は、5月11日（月）開始まで延期します。附属病院実習も同様とします。（学外実習は、当面休止とします。）
ただし、大学院各研究科における大学院生の研究指導については、各指導教官の判断によるとともに、大学院保健看護学研究科及び助産学専攻科の講義については、受講生が少ないことから除外することとします。
- ・遠隔講義システムの導入及び学内での同講義が受講できるよう Wi-Fi 環境の整備を進めます。また、環境が整えば5月11日（月）以前にも講義を開始します。
※休講期間中の授業等の取扱い、及び再開後のスケジュールについては、今後の状況を踏まえ、追ってお知らせします。

2 学内の立ち入りについて

5月10日（日）まで、学生の立ち入りを禁止します。また、体育館、図書館、グラウンド、部室及び自習室等の利用をも禁止します。
ただし、新入生のみ5月7日（木）、8日（金）はオリエンテーションに参加するため、学内への立ち入りを許可します。

3 学生の課外活動について

- ・活動の形態を問わず、一切の活動を禁止します。
- ・新歓活動、懇親会、コンパ等の集会も禁止します。
- ・飲食店でのアルバイトの自粛を強く要望します。

4 海外渡航について

外務省の公表している感染症危険レベル2以上の国や地域(令和2年3月31日現在)への渡航は、一切禁止します。そのため、全世界の国や地域への渡航は出来ません。詳細情報は、外務省ホームページで確認してください。

(外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

5 その他

- ・不要不急の外出は控えること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提案している感染リスクが高い、「3つの条件が同時に重なる場」(①換気の悪い密閉空間、②大勢がいる密集空間、③間近で会話する密接場面)を避ける行動を実施してください。

これから約1か月間休校となります。大学としては、長期的な対策を視野に入れて、遠隔講義(学生と教官の双方向性の情報授受が可)を早急に整備すべく現在、鋭意準備を進めています。今のところ、連休明けの5月11日(月)から開始する予定ですが、それまでに準備が整い次第、順次遠隔講義を開始する予定にしています。今後の大学からの情報に留意してください。

この間、和歌山県立医科大学の学生としての誇りと自覚をもって、感染拡大予防のための行動を率先して行うとともに、新学期のスタートまで医学部生、保健看護学部生として有意義な日々を送ってください。